



# 自家発入門 15

## 電気事業法による自家発電設備の保安規制（その13）

3月号では、2月号に引き続き**電気関係報告規則**（以下、「**報告規則**」という。）について紹介いたします。

今回は、公害防止等に関する届出、発電所の出力の変更等の届出について紹介します。

なお、公害防止等に関する規定では、ばい煙発生施設、騒音発生施設、振動発生施設、一般粉じん発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設、ダイ

オキシソール対策特別措置法に規定する特定施設、有害物質貯蔵指定施設などについて規定されています。

ここでは、ばい煙発生施設、騒音発生施設、振動発生施設及びポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について取り上げます。

また、公害防止等に関する届出は、以下のQ & A で記載している事項についても工事計画の届出を必要とする工事は対象外となります。

Q 1

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備の煙突の高さの変更を検討していますが、届出の必要はありますか。

A 1

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備の煙突の高さを変更する場合には、**報告規則第4条第1号**の規定により、あらかじめ変更に係る事項を所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要になります。

Q 2

工場で運用している自家発電設備が、改造によりばい煙発生施設となりましたが、届出は必要ですか。

A 2

設置している自家発電設備がばい煙発生施設となった場合で、ばい煙を大気中に排出する場合には、**報告規則第4条第7号**の規定により、ばい煙発生施設となった日から30日以内に、ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法、ばい煙の処理方法等を所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要になります。

Q3

自家発電設備を設置している場所が騒音規制法の指定地域となりましたが、届出は必要になりますか。

A3

騒音規制法の特定施設に該当する場合は、**報告規則第4条第14号**の規定により30日以内に特定施設の種類、容量及び個数、騒音防止の方法について所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要になります。

同様に振動規制法の特定施設となる自家発電設備の設置場所が、振動規制法の指定地域となれば、**報告規則第4条第15号**の規定により30日以内に、特定施設の種類、容量及び個数、使用の方法、振動防止の方法について所轄の産業保安監督部長に届け出ることとされています。

Q4

工場には内燃力発電所があり、工場内の電力を賄っています。この度、当社の代表者が交代します。内燃力発電所は、ばい煙発生施設ですが、代表者の交代の届出の手続きは必要ですか。

A4

法人の代表者が交代した場合は、**報告規則第4条第16号**の規定により、所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要になります。

このほかに、法人の名称、住所、事業場の名称、所在地に変更があった場合についても同様に所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要になります。

Q5

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備の廃止を考えていますが、届出は必要ですか。

A5

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備を廃止する場合は、**報告規則第4条第17号**の規定により、廃止の後遅滞なく所轄の産業保安監督部長に届け出ることとされています。

この他に自家発電設備に関する廃止の届出について**第17号の2**では騒音規制法の特定施設、**第17号の2の2**では振動規制法の特定施設について規定し、届出期限は廃止の後遅滞なくとされています。

Q6

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備の事故により、多量のばい煙が大気中に排出された場合には、届出等の手続きが必要ですか。

A6

ばい煙発生施設の故障、破損その他の事故が発生し多量のばい煙が大気中に排出された場合には、**報告規則第4条第17号の3**により、事故の発生後直ちに事故の状況を所轄の産業保安監督部長に届け出ることが必要です。

## Q7

**PCB含有電気工作物は、  
廃棄物の処分期限が定められ実施されていますが、新たに高濃度  
PCB含有電気工作物が見つかった場合の、手  
続きについて教えてください。**

## A7

**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）が平成28年に改正されました。**

高濃度PCB含有電気工作物についても対象となる物品等が告示で定められ、告示で定める区域ごとの処分期限の後、電路への施設を禁止することで、事実上の使用禁止とされています。

高濃度PCB含有電気工作物についても対象となる物品等が告示で定められ、告示で定める区域ごとの処分期限の後、電路への施設を禁止することで、事実上の使用禁止とされています。

なお、高濃度PCB廃棄物処理は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の5事業所（北海道事業エリア、東京事業エリア、豊田事業エリア、大阪事業エリア、九州事業エリア）で行われています。

高濃度PCB含有電気工作物の処分期間は事業エリアごとに規定され、北海道・東京事業エリアでは安定器及び汚染物等に対するものが令和5年3月31日までとされています。

低濃度PCB含有電気工作物の処分期間は、令和9年3月31日までとされています。

高濃度PCB含有電気工作物であることが新たに判明した場合には、**報告規則第4条の2**に基づき、次の(1)～(5)に示された各種手続きが必要となります。

### (1) ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書（様式第13の2）

次の場合には、判明した若しくは譲り受けた後遅滞なく届出を行うことが第1号で規定されています。

- ① 現在使用している電気工作物に、PCBが

含有していることが判明した場合

- ② 既に使用届出書が届出されている事業場を譲り受けた場合

### (2) ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書（様式第13の3）

次の場合には、変更の後遅滞なく届出を行うことが第2号で規定されています。

- ① 設置者の名称及び所在地に変更があった場合
- ② 事業場の名称又は所在地に変更があった場合

### (3) ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書（様式第13の4）

次の場合には、廃止の後遅滞なく届出を行うことが第3号で規定されています。

- ① 既に使用届出書によって届出されている電気工作物を廃止した場合
- ② 電気工作物に、PCBが含有されていることが判明し、直ちに当該電気工作物を廃止した場合
- ③ 既に使用届出書を届出ている事業場を譲り渡した場合など

### (4) ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏えいに係る事故届出書（様式第13の5）

電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された又は地下に浸透した事故の場合には、事故の発生の後可能な限り速やかに届出を行うことが第4号で規定されています。

### (5) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書／変更届出書（様式第13の6）

- ① 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場合には、毎年度の管理状況届出書

---

を翌年度の6月30日までに届け出ることとされています。

- ② 直近に届け出た管理状況届出書に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、管理状況変更届出書を変更発生の後遅滞なく届け出ることとされています。
- 

**Q8**

**発電所の廃止又は出力変更を考えています。**

**廃止や出力変更する場合も報告が必要ですか。**

**A8**

発電所を廃止する場合の報告は、廃止の後遅滞なく所

轄の産業保安監督部長に行わなければならないと**報告規則第5条第2号**で規定しています。

また、発電所の出力変更をする場合も出力変更の後遅滞なく所轄の産業保安監督部長に報告することを**報告規則第5条第1号**で規定しています。

---